

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称	大 阪 府 天 王 寺 警 察 署 協 議 会	
開催日時	令和4年6月29日（水）午後2時00分から 午後2時45分までの間	
開催場所	大阪府天王寺警察署 講堂	
出席者	委員	一本松会長 上戸委員 平岡委員 磯田委員 桑原委員 田中委員 東浦委員 佐倉委員
	警察	署長 副署長 総務課長 留置管理課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 広聴相談係長
議事概要	<p>1 会長あいさつ</p> <p>天王寺署におかれましては、署長指揮の下、署員の皆様が犯人逮捕や街頭での防犯活動、交通事故防止活動等に活躍されている姿に心強く感じております。</p> <p>協議会といたしましては、警察と地域住民との懸け橋となり「天王寺を安全で安心して暮らせるまち」とするための警察活動を支援して参る所存です。</p> <p>2 署長あいさつ</p> <p>警察署協議会は、約20年前に、警察改革の柱の一つとしてできたものです。</p> <p>当協議会は、天王寺区民の代表である各委員の皆様の御意見を賜り、それを警察活動に反映させて、天王寺がより安全で安心なまちになるように警察活動を進めていくというものであります。</p> <p>委員の皆様の、忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしく願いいたします。</p> <p>3 業務報告等（各課長説明）</p> <p>(1) 刑事課 刑法犯認知件数、薬物事犯等の傾向について</p> <p>(2) 生活安全課</p>	

特殊詐欺事件の発生状況及び抑止対策について

- (3) 交通課  
交通事故発生状況について
- (4) 警備課  
災害対策について

#### 4 議事

- (1) 「上本町六丁目交差点における交通事故の傾向」について

##### 【委員】

天王寺区内では、上本町六丁目交差点が一番交通事故が多いと聞きました。理由はあるのでしょうか。

また、交通事故を少なくするために、我々に何かできることはないのでしょうか。

##### 【警察】

天王寺区内での交通事故は上本町六丁目交差点で多発する傾向がありますが、ピーク時の3割以上減少しています。

交通事故が多発していた原因の一つとして、道路構造上、植栽帯がドライバー等の視界を阻害していたことが問題となり、道路管理者の協力のもと、植栽の伐採等により改善し、交通事故件数は大きく減少が見られたところであります。

交通事故を減少させるためには、警察の力だけでなく、道路管理者の道路改良や地域住民の見守り活動等、皆様の協力が不可欠でありますので、今後とも情報を共有させていただきながら、悲惨な交通事故を1件でも減らすことができるように努めて参ります。

- (2) 「谷町九丁目のアンダーパスを走行する原付」について

##### 【委員】

谷町九丁目のアンダーパスは、原付の通行が禁止されていると思うのですが、通行する原付を目にすることもあり危険だと思います。

##### 【警察】

「谷町9丁目」のアンダーパスについては、原動機付自転車及び軽車両の通行を禁止する規制と、それに応じた交通規制標識が設置されております。

この御意見を受け、当署の交通指導係を中心として数日間、交通取締を実施しましたが、該当する原動機付自転車等の走行の検挙はありませんでした。

引き続き、当署の地域課等とも連携しながら通常勤務を通じて警戒を実施していきます。

なお、参考ですが、調査の結果、本年の同場所における原動機付自転車の人身事故の発生はありません。

- (3) 「生玉のホテル街の風俗店従業員の送迎待機の駐車車両について」

議 事 概 要

【委員】

生玉のホテル街（藤次寺の南側）に、毎夜、従業員の送迎待機の違法駐車が連なっています。

毎晩パトロールをしていただきたいのですがいかがでしょうか。

【警察】

生玉のホテル街につきましては、当署の地域課や夜間の当直体制でのレッド（赤色灯点灯での走行）警戒並びに、本部のパトカーも巡回しながら警戒活動を実施しております。

最近では、不審な車両に対する職務質問も強化して多くの犯罪を検挙している状況でもありますので、引き続き通常勤務を通じてパトロールを強化して参ります。

(4) 「自動車修理店前の駐車車両について」

【委員】

城南寺町の自動車修理店前に違法駐車が常態化しています。

以前、相談させていただきましたが、一度は解消しましたが、すぐに元通りになり、悪質だと思いますのであらためて報告します。

【警察】

同店前については、令和元年に駐車苦情が寄せられており、当署の交通指導係が対応しております。

当時は、同店の社長に「地域で違法駐車が問題になっている。」旨を説明し、一時的に違法駐車実態は改善したと認識しております。

今回の御意見を受け、数日間、同所の違法駐車実態を調査して参りましたが、駐車車両の無い日はありましたが、歩道に跨がるように1～2台駐車している事実も確認でき、完全に違法駐車の実態が解消されたとまではいえない状況でしたので、同店社長に対し、必要な警告措置を実施しております。

引き続き地域課等とも情報共有しながら、違法駐車対策を実施して参ります。